

街路樹(緑道) 愛護会の手引き



安城市 公園緑地課

令和7年度



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

【街路樹（緑道）愛護会について】

安城市では、維持管理業務の一助と街路樹等への愛護意識の高揚を目的として、昭和57年に街路樹（緑道）愛護会（以下「愛護会」という。）が発足し、各道路や緑道で活動している愛護会が46団体※あり、約3,400人※の愛護会会員の皆様が街路樹愛護活動を行っています。
（※令和6年度末現在）

皆様の愛護活動によって、市民の皆様が公共の道路や緑道を安全安心に気持ちよく利用していただいています。



【街路樹（緑道）愛護会とは】

安城市では愛護会について、地域住民が協力して街路樹等の愛護活動を行うための必要な事項を「安城市街路樹愛護会要綱」で定めています。

この要綱では、愛護会の目的を「都市の環境美化を図り、あわせて公共施設愛護の精神の高揚を図ることを目的とする。」としています。

また、愛護会とは、町内会、自治会、子ども会、老人クラブ等の5人以上で構成される団体で、次頁の活動を行うものと定めています。

※この要綱において「緑道愛護会」とは、明治用水緑道（市長が指定する区域に限る。）の低木等のせん定を年1回以上実施する活動（以下「緑道活動」という。）を行う街路樹愛護会で、市長の承認を受けたものをいう。



【街路樹（緑道）愛護会の活動】

愛護会の活動については、「安城市街路樹愛護会要綱」で下記のとおり定めています。

- (1) 街路樹等周辺の清掃を毎月2回以上実施すること。
- (2) 街路樹等周辺の除草を年3回以上実施すること。
- (3) 街路樹等の保護及び育成をすること。
- (4) 街路樹等への水やりをすること。
- (5) 街路樹等の異常を発見した場合に連絡をすること。
- (6) その他街路樹等の愛護に関し必要な活動

適正な愛護活動のため、年度のはじめに年間活動計画書を提出していただいています。



【愛護会年間スケジュール】

～前年度～

3 月末：前任代表者より活動事務の引継ぎ
前年度分の愛護会活動の実績報告書の提出
（活動状況の写真を添付してください）
次年度の代表者の届け出
次年度の報償金振込の通帳の写しの提出
次年度の事業計画書の提出
ゴミ袋調査票の提出

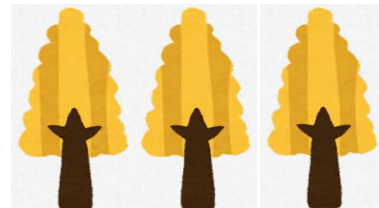
～活動する年度～

4 月：愛護活動開始
1ヶ月に2回以上、清掃を団体活動として
行ってください。
また、年に3回以上、除草も行ってください。
※活動状況の写真を忘れずに記録してください。

5 月：前年度の報償金振込

3月末に提出いただいたゴミ袋の希望数を
5月下旬頃に代表者様宅へお届けします。

4



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

【街路樹（緑道）愛護会Q&A】

Q 愛護活動は具体的に何をすればよいですか。

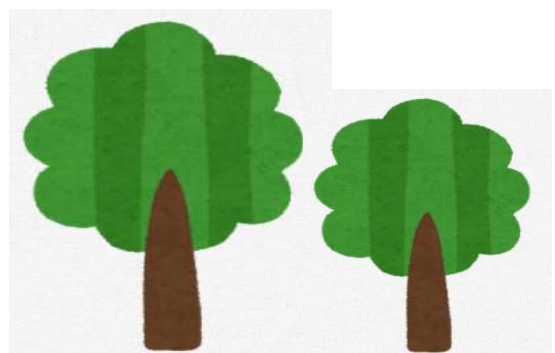
A 各愛護会で決められた活動対象地域の、清掃を毎月2回以上、除草を年3回以上お願いします。雨天等で活動を延期した場合は、月内の振替をお願いします。

その他の活動については、3ページを参照してください。

Q 市からの愛護活動の報償金はいつ振り込まれますか。

A 各街路樹（緑道）愛護会の報償金は活動実績に基づき、1年間の報償金を翌年度の5月下旬にお振込みします。

5



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

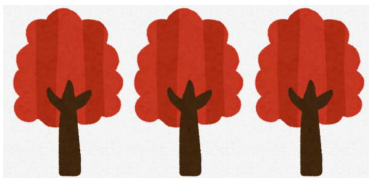
【街路樹（緑道）愛護会Q&A】

Q 会員が減って4名になってしまった。

A 愛護会は5名以上で構成される団体が条件となります。できましたら会員を追加募集していただき、活動の継続をお願いしたいところですが、難しい場合は代表者様に「廃止届」を提出していただき、会は廃止となります。

Q 愛護活動のための道具を更新したいが、道具の支給はあるか。

A 愛護会の設立の際に道具一式をお渡しした後は、道具の支給はしていません。報償金で購入していただきますようお願いいたします。



【街路樹（緑道）愛護会Q&A】

Q 愛護活動で出たごみの袋の回収について

A 活動後、市役所開庁時間内に公園緑地課までゴミ袋の個数と、どこにゴミ袋を置いてあるかをご連絡ください。ゴミを回収します。

ただし、街路樹愛護会での活動で出たゴミだけを回収しますので、町内会一斉清掃やその他の活動での実施後のゴミは回収できませんのでご注意ください。



【街路樹（緑道）愛護会Q&A】

Q 愛護活動以外の街路樹の状況や報告について

A 愛護会の活動内容や報償金については、公園園緑地課が担当となりますが、道路の街路樹についてのご意見等は安城市建設部維持管理課までご連絡ください。

【連絡先】

安城市建設部
維持管理課 地域整備係
市役所北庁舎 3階窓口No.77
電話 71-2274（直通）



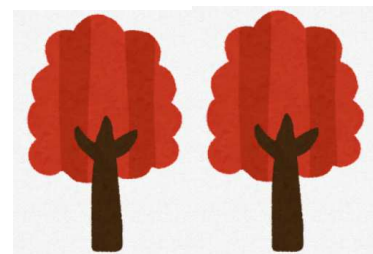
【街路樹（緑道）愛護会Q&A】

Q 愛護活動中にけが等をした。

A 市が加入している「安城市ふれあい補償制度」が適用される場合がありますので、公園緑地課までお問い合わせください。

ふれあい補償制度を利用する際は、けが等の発生から原則2週間以内の申請が必要です。また、申請の際に、愛護会の会員名簿や年間行事予定表などの書類提出が必要となりますので、予め作成しておくことをお勧めしています。

なお、病院にかかった場合は、その領収書もしくは明細書が必要となりますので、保管をお願いします。



【街路樹（緑道）愛護会Q&A】

Q ゴミ袋がなくなってしまった

A ゴミ袋は年度当初に300枚を上限にお渡ししていますが、なくなった場合は、追加でお渡ししますので、お手数ですが公園緑地課窓口（市役所北庁舎4階窓口No. 86）まで、ご連絡の上、取りに来てください。

その他、不明な点はお気軽に
公園緑地課 花とみどりの係
（TEL 0566-71-2244／直通）
までお問い合わせください。



10



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

M E M O

安城市都市整備部
公園緑地課 花とみどりの係
市役所北庁舎4階窓口No.86
電話 71-2244 (直通)
E-mail koen@city.anjo.lg.jp



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**